

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

## 先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

#### 4. 先使用権制度を持たない国の詳細

##### 「1」 インド

###### Part A : 先使用権制度の有無

###### 設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

###### (a) 先使用権に関する条文、規則等

###### インド特許法

<sup>425</sup> (2005 年の法律第 15 号により最終改正された 1970 年の特許法 (2005 年 1 月 1 日施行) には、先使用権についての条文はない。

###### (b) 貴国の特許制度には先使用権制度がないという理解で正しいですか。

インドの特許制度は、先使用権制度を採用していない。

インドは先願主義制度を採用しているが、インドにおける特許の取得に関して、規定上「先使用権 (prior use right)」という、明示された表現はない。しかしながら、様々な場合において、問題となっている発明の出願人又は特許権者に対してその先行的な使用に基づく権利を先使用者が行使することが間接的に認められる。

2005 年に改正された 1970 年のインド特許法によれば、先使用者及びあらゆる利害関係人が、特許出願の有効性について、特許庁に異議申立をすることができるかとされている。先使用者又は利害関係人による特許庁への申立てには、特許出願又は特許権者に対して出願後に付与される権利についての異議申立、すなわち特許付与前異議申立 (特許法第 25 条(1))、特許付与後異議申立 (特許法第 25 条(2))、特許の無効・取消 (特許法第 64 条)、特許権侵害の不存在に関する証明書などがある。

さらに、インドで考えられ得る状況においては、2 種類の先行的使用がある。

A : 公然の先行的使用

B : 秘密の先行的使用

ただし、先行的使用が秘密裏に行われる場合、特許の出願前に当該技術が使用されていたことを証明することはかなり困難である<sup>426</sup>。

###### Part E : 先使用権制度の将来

###### 設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

インドにおいて、先使用権制度に関する法改正の予定並びにかかる法改正を想定した議論がなされているという情報は公表されていない。

<sup>425</sup> 英文 : [http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patent\\_2005.pdf](http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_2005.pdf) [最終アクセス日 : 2011 年 3 月 12 日]

<sup>426</sup> 秘密の先使用者を救済する意味での、先使用権制度は設けられていない。